

金利上乘せ定期貯金
2026

JAネット プラス



取扱期間 令和8年4月1日(水) ▶ 令和8年9月30日(水)

期間中に、JA福山市のJAネットバンクで
新たな資金をお預け入れいただくと

JA
ネットバンク
限定利率

年0.475%

(税引後の利率)
年0.378%

を初回満期日まで適用します。

お一人様の
預入限度額は
500万円までと
なります。

対象者 JA福山市の口座でJAネットバンク (JAバンクアプリプラス) をご利用いただいている個人の方

預入期間 1年(12ヵ月) **種別** 自動継続スーパー定期貯金(単利型) **預入金額** 10万円以上500万円以下(1円単位)

【留意事項】●JAネットバンク (JAバンクアプリプラス) にて手続きいただいた資金に限ります。●期間は1年、自動継続とします。継続後の利率は、継続時の店頭表示利率となります。●金利情勢等によっては、取扱期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。●中途解約された場合は、当キャンペーンの利率は適用されず、所定の中途解約利率を適用します。
●この商品は、貯金保険制度の保護対象です。(元本1,000万円とその利息)
●利息は令和19年12月31日までの間は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。



いつでも手続きできるぞう。
JAバンクアプリプラス



振込・振替

税金・各種料金の払いこみ

カードローン

住所・電話番号変更

ダウンロードは
こちら

金利上乘せ定期貯金「JAネットプラス」

(令和8年4月1日現在適用中)

1. 商品名 (愛称)	○自動継続スーパー定期貯金(単利型) 愛称:金利上乘せ定期貯金「JAネットプラス」
2. 取扱期間	○令和8年4月1日(水)~令和8年9月30日(水)
3. 販売対象	○JAネットバンクをご利用いただいている個人の方を対象とします。 ○JAネットバンクにてお手続きいただいた資金に限ります。
4. 期間	○1年(12ヵ月)
5. 種類	○自動継続(元金継続または元利金継続)
6. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○10万円以上500万円以下 ※お一人様の預入限度額は500万円までとなります。 ○1円単位
7. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の 入手方法	○預入時の約定として、年0.475%を満期日まで適用します。 ○この定期貯金は、満期日に前回と同一期間の自動継続スーパー定期貯金(単利型)に自動的に継続します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。 ○令和19年12月31日までの間は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ○窓口でお問合せください。
9. 手数料	—
10. 付加できる 特約事項	○個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いはできません。 ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
11. 中途解約時の 取扱い	◇この定期貯金は満期日前解約できません。 やむを得ず満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 6か月未満 … 解約日における普通貯金の利率 (2) 6か月以上1年未満 … 約定利率×20% ただし、(2)の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
12. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は、当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>13. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部貯金課（電話：084-924-2212）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、公正・迅速・誠実な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、広島弁護士会（電話：082-225-1600）を利用できます。ご利用に当たっては、直接弁護士会へお申立ていただくか、上記当組合金融部貯金課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>
<p>14. その他事項</p>	<p>○金利情勢等によっては、取扱期間中に商品内容を変更したり、取扱いを中止する場合があります。</p>

詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。

J A福山市